

平成13年度、平成21年度、平成22年度及び平成24年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

平成26年4月11日

第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成13年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。
- 2 平成21年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は2件です。
- 3 平成22年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は1件です。
- 4 平成24年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は16件です。

第2 内容

[平成13年度包括外部監査]

1 「財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の経営管理」

(1) 組織の整理

ア 指摘等の内容

財団の一元的組織運営の観点からは、財団の職員が専従的に体育協会の業務を担当していることは、財団組織に他の組織が混在していることになり、適切な組織運営のためには検討が必要と考えます。また、体育協会は任意団体として独立した団体であり、組織としても独立した運営が行われるべきです。

イ 講じた措置の概要

平成20年4月から財団職員が専従的に体育協会の業務を担当することを解消しました。また体育協会は、平成22年4月に一般財団法人になり、独立した運営を行うこととしました。

[平成21年度包括外部監査]

1 「教育委員会が所管する事務事業の執行について」

(1) 施設入場・入館料補助の予算執行率について

ア 指摘等の内容

平成20年度においては、施設入場・入館料補助の予算執行率が45.9%となっています。特に夏季学園は、金時山登山が中心ということもあって、予算執行率が31.3%と低調になっ

ています。より積極的に事業の推奨を行うか、もしくは現行の単価（移動教室 1,500 円、夏季学園 1,000 円）を引き下げて予算の見直しを検討する必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

平成 24 年度から、移動教室の施設入場料・入館料補助を 1,500 円から 1,000 円に、夏季学園を 1,000 円から 400 円に引き下げました。

(2) 英語教育に関するアンケート調査について

ア 指摘等の内容

港区では英語教育に関するアンケート調査を行っていますが、「どちらともいえない」や「わからない」といった項目がありません。また、単純には比較できませんが、国立教育政策研究所の平成 20 年度「小学校における英語教育の在り方に関する調査研究」の調査結果と比べて、港区では国際科の授業が「好きではない」と答えた児童の割合が多い傾向にあります。

したがって、アンケートについては、比較可能性の観点から「どちらともいえない」「わからない」といった回答項目の追加を検討すべきです。また、今後も継続して調査を行い、結果を分析・検討するとともに、国際人育成事業（国際科）の評価・検証や見直しを行う際の参考とする必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

平成 25 年度に実施したアンケート調査の質問項目を見直し、すべての質問の回答の選択肢に「わからない」を設けました。

[平成 22 年度包括外部監査]

1 「情報システムに関わる財務事務等の執行及び事業の管理について」

(1) 保健福祉総合システムのデータ利用部署での港区情報安全対策指針の遵守について

ア 指摘等の内容

学務課では、機器管理台帳、ソフトウェア管理台帳が未作成となっていました。またパスワード管理について、ユーザ ID を共通で使用しており、情報安全対策実施手順どおりに実際の運用がなされていませんでした。保健福祉総合システムのデータを授受している部署からの情報漏えいを想定し、データ利用部署においても港区情報安全対策指針を適切に遵守する必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成 25 年 4 月に機器管理台帳、ソフトウェア管理台帳を作成し、また各職員のユーザ ID を設定しました。

[平成 24 年度包括外部監査]

1 「公の施設の管理運営について」

(1) 港区スポーツセンターにおける次期公募に向けての課題の整理

ア 指摘等の内容

港区のスポーツ施設は新スポーツセンター完成を待つて新たな指定管理期間となる見込みです。新たな指定管理者を募集する際には、今までの課題を整理する必要があります。具体的には、指定管理者の選定方法、指定管理者の行う業務の範囲、公募の範囲、モニタリングの方法、区に対する報告事項などについて整理したうえで公募を行う必要があります。

イ 講じた措置の概要

港区スポーツセンターの現在の課題を整理し、平成24年10月に新スポーツセンター管理運営計画を策定し、平成25年4月に公募を行いました。

(2) スポーツ施設における予算執行のモニタリング

ア 指摘等の内容

平成24年3月の運動場の維持管理経費に関わる予算と実績について、修繕費の不足が見込まれるため、委託料の予算を修繕費に充当しています。3月の委託料を多く見積もりすぎていたか、必要な業務を行っていない可能性があります。区は予算実績の分析をしていません。区は見積りの妥当性とサービス水準の妥当性について検討する必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成24年3月の予算内容と実績を分析し、施設の修繕で緊急性のあるものについて、委託料の契約落差金を充当したものであり、サービス水準は保たれていることを確認しました。今後、見積とサービス水準の妥当性の分析を継続して実施することとしました。

(3) 直営図書館の指定管理者制度の導入について

ア 指摘等の内容

麻布図書サービスセンターは、平成26年改築予定の麻布図書館の代替施設であるため、現在は直営で管理していますが、平成26年の開館に向けて指定管理者制度の導入を検討する必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

平成25年第1回定例会で条例改正し、平成26年7月に指定管理者制度を導入することを決定しました。

(4) 箱根ニコニコ高原学園への指定管理者制度の導入の検討

ア 指摘等の内容

箱根ニコニコ高原学園は、現状の所長1名体制では、移動教室や夏季学園における体験

学習等の活動支援体制としては十分とはいえません。また緊急時の対応の面でも十分とはいえません。今後、活動支援体制や緊急時の対応を充実させるために指定管理者制度を導入し、民間事業者が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用し、現状のサポート体制では不可能であった教育の材料や場(自然、歴史文化の体験、集団生活・人間関係の形成の場など)を提供することは十分に意義があると考えます。

イ 講じた措置の概要

平成26年第1回区議会定例会で条例を改正し、平成27年4月から指定管理者制度を導入することを決定しました。

(5) 移動教室や夏季学園における体験学習等の活動支援の強化

ア 指摘等の内容

校外学園では、教育に役立つ施設や備品さらには箱根の事情に詳しい人材を活用することにより、小学校での教育では体験できない教育の材料や場を提供し、教諭が行う教育を側面からサポートすることが重要となります。この点、現状の所長1名体制では十分とはいえません。また、箱根ニコニコ高原学園が有している施設や備品を十分に活用しているともいえません。今後、指定管理者制度の導入によって体制を強化し、移動教室や夏季学園における体験学習等に関して、今以上の活動支援を充実させていくことの検討が必要です。

イ 講じた措置の概要

平成26年第1回区議会定例会で条例を改正し、平成27年4月から指定管理者制度を導入することを決定しました。

(6) 箱根ニコニコ高原学園の所長1名体制における内部統制上の問題

ア 指摘等の内容

現状の所長1名体制は、活動支援上の問題に加えて内部統制上の問題も生じています。具体的には、現金管理、派遣職員の管理、引継の問題です。今までは所長1名体制における問題は生じていませんが、これは個人の裁量によるところが大きいです。今後、体制を充実させて内部統制上の問題を解決する必要があります。現状の人員の増員が難しい状況であれば、指定管理者制度を導入することの検討が必要です。

イ 講じた措置の概要

平成26年第1回区議会定例会で条例を改正し、平成27年4月から指定管理者制度を導入することを決定しました。

(7) 見積合わせの実行性の確保(その1)

ア 指摘等の内容

浄化槽清掃及び保守と厨房排水グリストラップ清掃業務の見積書は、全て同一の様式、同一の日付で提出されており、不自然です。区は見積書を徴収する業者について、より注

意深く検討することが望めます。

イ 講じた措置の概要

平成25年度の契約にあたり、見積書を徴収する事業者について、これまでの実績等から契約の相手方としての適性を検討し、2者を選定しました。2者の見積書には不自然な点はないことを確認しました。

(8) 契約書と契約条項の整合性

ア 指摘等の内容

調理業務について、総価契約分の契約金額の内訳は、4月が1,925,385円、5月から3月が1,924,965円となっており、4月に端数調整されています。しかし契約条項第11条によると、契約総額のうち12分の1に相当する額を当該履行月分の額とし、千円未満は最終月に調整することとされています。契約金額の総額は変わりませんが、契約代金の支払額が異なる月も出てきますので、契約額と契約条項とは整合させておく必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

平成26年度の契約において、契約条項を改め、契約内訳書と整合させました。

(9) 日々の履行確認（その1）

ア 指摘等の内容

人材派遣の仕様書によると、規定様式である「就業時間履行確認書」を毎月作成しなければなりません、当該様式を使用していませんでした。特に理由がないのであれば、仕様書に定めた様式により履行確認を行うことが望めます。

イ 講じた措置の概要

平成26年4月から仕様書に定めた様式により履行確認することとしました。

(10) 日々の履行確認（その2）

ア 指摘等の内容

出勤簿は毎月作成していますが、監査を実施した平成24年10月22日時点で、10月分の出勤簿が一切記入されておらず、確認印もありませんでした。業務日誌の所定の欄に作業者及び指揮命令者の押印がなされていませんでした。業務日誌により事後的に履行の確認はできますが、日々の履行確認を確実に行うことが必要と考えます。

イ 講じた措置の概要

平成25年4月から、月初めまでに出勤簿を作成することとしました。また履行確認を行い、業務日誌に押印することとしました。

(11) 契約書と契約条項の不整合

ア 指摘等の内容

調理業務の契約条項と仕様書に不整合があります。契約条項においては、食材の購入

は委託業務の内容に含まれておらず、食材料その他の食品は港区が提供することとされています。しかし、仕様書においては、賄料を使用して食材の購入を行うこととされています。現状は、仕様書に基づき受託業者が食材の購入を行っていますが、契約条項と仕様書を整合させておく必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成25年度の契約の仕様書と契約条項を整合させました。

(12) 食材の購入

ア 指摘等の内容

港区立小中学校の給食調理においても業務委託が実施されています。食材の検収は業者に委託されていますが、食材の発注は学校の栄養士が行うこととされており、箱根ニコニコ高原学園と委託の範囲が異なります。

箱根ニコニコ高原学園においても、食材の発注と検収について、その実施者を分離することが望ましいと考えます。発注と検収を分離することで、架空請求や水増し請求を行うことができる要素を排除することができます。したがって、今後、食材の発注業務は委託の範囲に含めず、食材の検収業務と分離する必要があると考えます。

イ 講じた措置の概要

平成25年度から検収は委託の範囲に含めず、所長が実施することとしました。

(13) 管理棟調理室の備品の管理

ア 指摘等の内容

管理棟調理室の全ての備品及び管理棟ダイニングルームにある備品には、備品シールが貼られていませんでした。現在、箱根ニコニコ高原学園で使用されている備品シールは耐水性や耐久性がなく、衛生的とはいえないため、湿度の高い調理室やダイニングルームの備品に添付するのは適切ではないと考えられます。

備品台帳上の備品番号と備品の現物を突合し管理するためには、耐水性、耐久性に優れた衛生的なシールに記載し、照合可能な状態にする必要があります。

イ 講じた措置の概要

平成25年度に耐水性のシールに備品番号を記載し貼付しました。

(14) 埋め込み式の備品の管理について

ア 指摘等の内容

ラックに埋め込まれているイコライザや増幅器において、備品シールを確認することができませんでした。埋め込み式の備品を購入する際には、備品シールが見える箇所に貼り、該当する備品が内蔵されていることをラックに示すなどの工夫が望まれます。

イ 講じた措置の概要

イコライザや増幅器がラックに内臓されていることがわかるよう、備品シールを見える箇所に貼りました。

(15) 保管場所の整理の必要性等

ア 指摘等の内容

備品管理台帳上は宿泊棟天体観測スペースにあるとされていた望遠鏡は、実際には管理棟玄関ホールにおかれていました。またピアノ2台について、備品管理台帳上は宿泊棟レクリエーションホールにあるとされていましたが、実際には1台は管理棟ダイニングルームに設置されていました。実際の保管場所と備品管理台帳上の保管場所の整合が望まれます。

また、平成24年9月に庶務課が実施した備品の点検の結果、不突合の備品が23件検出されましたので、速やかな廃棄処理等の手続が望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成25年度に望遠鏡とピアノの保管場所を変更し、備品管理台帳と整合させました。また、不突合の備品が23件は、平成24年度に廃棄処理しました。

(16) 定期的な備品の点検の必要性

ア 指摘等の内容

現在、備品の点検は職員が一年を通して不定期に行っています。しかし、職員は1名であり、備品が多く、多くの場所に多数存在することから、十分な点検が困難な状態にあります。備品の点検は、一定時点を定め、定期的の実施することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成24年度から毎年2月に実施することとしました。